稲城市アスベスト飛散防止に関する指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物等の解体等工事に際して、アスベストの飛散を防止することにより、市民の健康と安全な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）吹付けアスベスト　吹付けアスベスト、アスベストを含有する吹付け材及びアス

　　ベスト保温材をいう。

（２）アスベスト含有成形板等　アスベストを含有する建材等のうち、吹付けアスベス

ト等を除く建材等をいう。

（３）建築物等　建築物、工作物その他の施設をいう。

（４）解体等工事　建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事をいう。

（５）特定工事　特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

（６）発注者　解体等工事の請負契約の注文者をいう。

（７）自主施工者　元請業者及び下請業者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。

（８）元請業者　発注者から直接、調査・設計や工事を請け負った業者をいう。

（９）近隣住民　解体等工事を行う建築物の敷地境界線から建築物の高さに等しい水平距離の範囲内に居住する者及び事業を営むものをいう。

（市長の責務）

第３条　市長は、吹付けアスベストまたはアスベスト含有成形板等を使用した建築物の解体等工事にあたり、発注者等に対して、工事を適正に行い、かつ、アスベストの飛散を防止するために必要な措置を講じるように指導しなければならない。

（発注者の責務）

第４条 発注者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）発注した解体等工事に対し元請業者が行う大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）その他の関係法令に基づく事前調査に協力し、適正な費用負担をすること。

（２）発注した解体等工事が特定工事に該当するときは、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）その他の関係法令の規定を遵守すること。

（３）吹付けアスベスト含有建築物解体等工事またはアスベスト含有成形板等を使用した建築物の解体等工事を施工するときは、遵守事項に従って工事を行うことによりアスベストの飛散を防止するとともに、アスベストの飛散状況について監視を行い、人の健康や生活環境に障害を及ぼさないようにすること。

（自主施工者の責務）

第５条 自主施工者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）建築物等の解体等工事を施工する前に、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）その他の関係法令に基づき事前調査を行い、調査に関する記録を作成・保存すること。

（２）当該解体等工事が特定工事に該当するときは、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）その他の関係法令の規定を遵守すること。

（３）吹付けアスベスト含有建築物解体等工事またはアスベスト含有成形板等を使用した建築物の解体等工事を施工するときは、遵守事項に従って工事を行うことによりアスベストの飛散を防止するとともに、アスベストの飛散状況について監視を行い、人の健康や生活環境に障害を及ぼさないようにすること。

（元請業者の責務）

第６条　元請業者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（１）建築物等の解体等工事を施工する前に、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）その他の関係法令に基づく事前調査により発注者へ調査結果を書面で説明し、調査に関する記録を作成し、保存すること。

（２）当該解体等工事が特定工事に該当するときは、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）その他の関係法令の規定を遵守すること。

（３）吹付けアスベスト含有建築物解体等工事またはアスベスト含有成形板等を使用した建築物の解体等工事を施工するときは、遵守事項に従って工事を行うことによりアスベストの飛散を防止するとともに、アスベストの飛散状況について監視を行い、人の健康や生活環境に障害を及ぼさないようにすること。

（事前調査結果及び作業実施の掲示）

第７条　元請業者又は自主施工者は、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）に基づき、第４条第３項又は第５条に定める事前調査の結果及び作業実施の掲示をしなければならない。

（説明会等）

第８条　元請業者又は自主施工者は、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）に基づく特定粉じん排出等作業実施届出対象の解体等工事を行おうとするときは、工事開始日の１４日前までに、近隣住民に対し説明会の開催又はその他の方法（以下「説明会等」という。）により、説明しなければならない。

２　第１項による説明会等を実施したときは、速やかに吹付けアスベスト含有建築物解体等工事説明会等報告書（第１号様式）により市長に報告しなければならない。

３　元請業者又は自主施工者は解体等工事現場に説明員を置かなければならない。

（説明事項）

第９条　元請業者又は自主施工者は、説明会において、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を説明しなくてはならない。

（１）解体等工事を行う建築物等の規模及び構造

（２）解体等工事を行う建築物等の位置及び隣接建築物等の位置関係の概要

（３）工期、解体方法、作業時間及び作業内容

（４）安全対策及び騒音・振動・粉じん等に対する公害防止対策

（５）作業範囲、資材、廃材等の搬出経路及び工事車両の通行経路

（６）解体等工事を行う建築物等のアスベストの使用状況

（周知状況等の報告）

第１０条　市長は、発注者、自主施工者又は元請業者に対し、特に必要があると認めた事項について報告を求めることができる。

（計画等の変更）

第１１条　元請業者又は自主施工者は、解体等工事の計画等を変更したときは、近隣住民に対し速やかに周知しなければならない。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

　この要綱は、平成17年12月１日から施行する。

附則

（施行期日）

　この要綱は、令和4年4月１日から施行する。